

議 長 日程第14「陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本件については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 松田町議会議長 平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、9月10日、10月9日、10月25日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和6年第3回議会定例会において付託された陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

審査の結果、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

審査の内容、氏姓の選択可能な婚姻制度について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情について、陳情者の趣旨説明を受け、参事兼政策推進課長、町民課長及び担当職員出席のもと説明を受けて、状況等を確認し、慎重に審査しました。

審査の結果、多様性を認める社会の中での個人のアイデンティティーの尊重の観点から、本陳情については採択すべきものとしました。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
9 番 井 上 まず最初にですね、委員会です、慎重な審議をされたという報告がありました。御苦労さまでした。ただですね、その中で、委員以外ですね、発言が大分委員会審議の中で多かったということで、そういった発言がですね、この委員会での慎重審議の中に影響をすることはなかったのか。その点をまずは伺いをしたいと思います。

10 番 南 雲 委員以外の発言って、ちょっと意味が分からなくて、ごめんなさい。もう一度説明をお願いします。（（オブザーバーのことだよ。）の声あり）

オブザーバーの発言ということで捉えてよろしいでしょうか。オブザーバーの発言があったことは確かですけれども、それと関係なく、審議のほうは進め

させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

9 番 井 上 まあ了解しました。また委員会ですね、議事録が出来上がってくると思います。そういった中でですね、今の発言をですね、参考にしていきたいと思えます。

ここの審査の内容自体についてですね、質問ですけれども、個人のアイデンティティー尊重の観点からということは理解をしましたが、これをですね、現時点では国はですね、この戸籍の問題についてですね、詳細なまだ制度を確立をしてない段階の中で、町議会としてですね、このような意見書を上げてしまうということで、例えば子の姓ですね、子供の姓についてどうするのか、そういった確立的なまだ方向性が見いだせない中で、一松田町議会としてですね、こういった部分を国に意見書を提出するということに対しては、どのようにお考えになるのか。そういった議論は委員会の中で出されたのか。そういったものがしっかり出されていない段階で、国がこれから判断をするという段階の中で、そういった国が進めるといった、例えばそういった問題についての検討を進めるといような立場でのですね、松田町議会の姿勢が必要ではなかったのかというふうに私は考えますが、そこについていかな内容を審議されたのか、お伺いをいたします。

10 番 南 雲 やはりそういう意見はたくさん出ました。やはり国のレベルで考えるべき、町議会の意見の、意見書提出を採択した場合、いろんな感情が起こって、あつれきも生じるという可能性もある懸念があるということもありましたし、法制化した場合、戸籍民法に対しても900件以上の変更が必要になるとか、法律の作成や新たなシステムに数兆円が必要と言われているような、そういった御意見もございましたけれども、陳情者の直接伺いまして、陳情者のお話を。そうしたときに、やはり陳情者が実際のお聞きしたお話とかも交えて、19歳の女性は姓を変えると手続が大変なので、結構に前向きになれないとか、また、姓を変えても変えなくても選択肢が増えるし、会社や社会で信用・実績を積んだ女性が結婚で姓を変えると、新しい姓が浸透するのに時間がかかってしまうとか、また御自分の息子さんが、小学生なんですけれども、将来を考えたとき、現在

より多様性が進んで、今とは違った社会になっていけると思う。結婚し、姓は違っても、親御さんのことはちゃんと「パパ」「ママ」とか、「お父さん」「お母さん」とか呼ぶし、そういった問題もないと思うし、すばらしい家庭を築いて男女共に活躍して持続可能な社会になっていってほしいというようなお話を伺って、やはりそういった委員の意見として、町民の方のそういった思いのね、労力に応じて陳情を出されるタイミングと判断して議会で結論を出していくことが大事ではないかと。また、その法制化を求める一助ともなっていくのではないかとという意見が出ました。委員のほうから。以上です。

9 番 井 上 ちょっと私のですね、質問に対しての答えとちょっとずれてる部分がありますので、再度お伺いをしたいと思いますが。例えば子供の姓の選択をどうするのかというところがですね、まだ明確になってないわけですよね。そこについては、やはり国がですね、そういったものを検討をし、方向性を出した後にですね、やはり議会としては、じゃあそれを尊重しますとか、それを推進しますという立場が必要ではないのかと。そういう立場にないのにですね、まだ現段階では国はそういった方向性を出していないのに、町が夫婦別姓、夫婦の選択的な婚姻制度を進めるという意見書を出すことは、ちょっと違うのではないかなと。それを議会というのは、やはり町民をですね、代表する組織であるわけですね。それぞれの思いは分かりますけれども、それをですね、そのまま陳情として、陳情をそのまま採択をして意見書として提出するのではなく、やはり町としては、町議会としては、その趣旨を採択をしてですね、また国に検討を進めてほしいというような方向性を持つべきではないかと私は思いますので、そういったことに対する委員会としての考え方を再度お願いをいたします。

10番 南 雲 やはり最高裁のほうでも、そういった…のほうで、そういったことも含めて、いろんな嫡出子の問題とかもいろいろ国のほうでやるべきだというふうに最高裁のほうでも言っているということで、そういった御意見もあったけれども、それ以上に多くの方が、やはり陳情者のそういった思いを大事にしたいということで、こういった採決が賛成多数ということになりました。以上です。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかには。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

11番 飯 田 私は、令和6年第3回議会定例会において付託された陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を国に求める総務文教委員会の報告について、反対の立場から討論を行います。

女性の社会進出が進み、結婚後も同じ姓で仕事を続けたいと望む女性が増えたことなどを背景に、個人の意思を尊重し、男女平等を推進する考えに対して、これを否定するものではありません。しかし、この制度を導入するに当たり、いろいろな問題が沸き上がることも否めません。

1つには、子供の問題があります。両親が夫婦別姓を選択した場合、子供の姓はどうなるのか。どちらの親の姓にするのか、アイデンティティーを大事に考える人は、生まれた子供に自分の姓を引き継がせたいと思い、夫婦の間でももめるのではないのでしょうか。ドイツでも、夫婦別姓に法律を変えてから30年がたちますが、夫婦別姓を選択した夫婦は17.7%であり、80%以上の方が同姓を選択しています。イギリスでは10%以下ということです。その子供が大きくなり、小学生、中学生になった場合、ほとんどの子供の親が同じ名字なのに、夫婦別姓を選択した夫婦の子供は、親と名字が違うということで、いじめに遭わないのでしょうか。子供にとって好ましくない影響が心配されます。

よく外国では、みんな夫婦別姓のように言われますが、トランプ、オバマ、ブッシュなどアメリカの歴代大統領の家族は、みんな夫の姓、ヒラリー・クリントンも夫の姓を名乗り、サッチャー、メイなど歴代イギリス首相も夫の姓、ドイツ元首相のメルケルは離婚した夫の姓を名乗っています。

また、伝統・文化の面から、島国である日本という国は、現在でも単一民族であり、過去に他民族から侵略された歴史はありませんが、中国や西欧では紛争の歴史であり、強い国が弱い国を虐げ、王朝が次々と代わり、負ければ民族皆殺しといったこともありました。今でもそのような紛争が起こっています。そして現在、多くの国では様々な人種的・民族的な背景を持つ人たちが共に暮

らしていることのほうが普通になりました。そのために自分のために別姓を残しました。

夫婦別姓は、伝統的には英国の、イギリスの上流階級の家で行われていた習慣ですが、男女平等の観点から、より多様な背景を持つ若いカップルの間では、夫婦別姓の動機づけとなっているようです。家族の一体感の維持、伝統と文化の尊重、法的・行政的な混乱の回避など、夫婦別姓制度導入による社会的影響へのリスクも懸念されていることから、様々な意見を踏まえた上で議論する必要があると考えています。国民の間には様々な意見があり、夫婦別姓制度は賛成・反対など、簡単に二者択一で判断を下せる問題ではありません。通称使用の拡大、一部夫婦別姓の法制化など、対応策はいろいろあると思います。

今、国会では法務委員会で夫婦別姓制度の問題について活発な論議が行われようとしています。香川県では選択的夫婦別姓制度について、県内全ての議会で議論の活性化を国に求める意見書が可決、提出されています。県内では神奈川県議会、横浜市議会も同様の意見書を提出しております。夫婦別姓は社会の根幹に関わる問題であり、国会において民法第750条、夫婦の氏、民法第739条、婚姻の届出など、関係する法律改正をはじめ戸籍制度等の社会的な影響も含めて深く慎重に論じられなければいけない問題と考えます。

ゆえに、今時点での氏姓の選択可能な婚姻制度について法制化を求める意見書の提出について反対をします。夫婦別姓制度の拙速な導入を避け、議論の活性化を国に求めるべきです。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。反対討論とさせていただきます。

議 長 賛成討論はありますか。

12番 寺 嶋 12番 寺嶋正。「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情について、賛成の立場から討論を行います。

現在の民法では、婚姻届出に際して、夫または妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければなりません。現実には夫の氏を選び、妻が氏を改める例が圧倒的多数であります。ところが、女性の社会進出等に伴い、改姓による職業生活上

や日常生活上の不便、不利益、アイデンティティーの喪失など、様々な問題が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見があります。また、改姓時には、必要な事務手続に手間と費用がかかるなど、企業や働く人の負担が大きく、経済界からもその影響を懸念し、法制化を求める声が上がっています。

氏姓の選択可能な婚姻制度の導入は、希望する夫婦が婚姻後にそれぞれ婚姻前の姓を名乗ることも認めるというものです。既に地方議会で導入を求める意見書は400件以上に上っており、男女が共に活躍できる社会実現のためにも、氏姓の選択可能な婚姻制度を法制化する一助となるよう、本陳情に賛成の討論とします。よろしくをお願いします。

議 長 続いて、反対の討論はございますか。

賛成討論は。

ほかにないようですので、ここで討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。陳情第2号「氏姓の選択可能な婚姻制度」について法制化を求める意見書を、国に提出する事を要望する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本件は採択と決定いたしました。

議 長 以上で予定しておりました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございます。なお、この後、議会運営委員会を開催いたしますので、委員長の指示で開催をお願いします。

(11時00分)